

耳納北麓観光拠点施設

(久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)

指定管理者募集要項



令和3年6月

久留米市商工観光労働部観光・国際課

目 次

はじめに	3
1 施設の概要	3
2 指定管理者が行う業務の範囲	4
3 指定期間	4
4 指定管理者が行う管理の基準	4
5 利用料金制の導入	6
6 管理運営に関する経費	6
7 応募資格等	8
8 公募に係る書類等の配布	9
9 提出書類	9
10 申請に係る事項	10
11 指定管理者候補者の選定及び指定	11
12 選定基準	11
13 審査項目と配点	11
14 説明会（現地）	13
15 質問受付及び回答	13
16 事業計画書の著作権及び公表	14
17 申請に要する経費	14
18 その他の注意事項	14
19 全体スケジュール	15
【別紙1】耳納北麓観光拠点施設入館者数	16
【別紙2】平面図	17

はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び久留米市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第24号）に基づき、次のとおり久留米市世界のつばき館、山辺道文化館及び久留米市立草野歴史資料館（以下「耳納北麓観光拠点施設」という。）の指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 久留米市世界のつばき館（以下「つばき館」という。）

・所在地 久留米市草野町矢作490番地2

・開館 平成26年3月

・主な施設概要

①構造 ツバキ展示施設 鉄骨造ガラス葺平屋建
情報交流施設 木造ガルバリウム鋼板葺平屋建
テラス 鉄骨造折板葺

②敷地面積 2439.95㎡

③建築面積 659.65㎡

④建築延べ面積 659.65㎡

⑤施設内容

・ツバキ展示施設	324㎡		
・情報交流施設	207㎡	}{ ホール 125.1㎡ (うち体験交流スペース 37.8㎡) 事務室 19.6㎡ 倉庫 14.4㎡	
・屋外交流スペース	48㎡		}{ テラス部 34.3㎡ ポーチ部 14.0㎡
・ツバキ庭園	632㎡		
・駐車場	1,277㎡		

(2) 山辺道文化館（以下「文化館」という。）

・所在地 久留米市草野町草野487番地1

・開館 平成10年10月

・主な施設概要

①構造 本館棟 木造瓦葺2階建（一部地下1階有り）
倉庫棟 木造瓦葺平屋建

②敷地面積 1899.19㎡

③建築面積 270.45㎡

④建築延べ面積 406.24㎡

⑤施設内容

・第1体験学習室	29.8㎡	・第2体験学習室	13.2㎡
・第3体験学習室	13.2㎡	・応接室	18.6㎡
・地域の展示室	29.8㎡	・休憩・談話室	16.6㎡

- ・体験学習室兼会議室 19.9㎡
- ・まちづくり会議室 49.7㎡
- ・給湯室 13.2㎡

(3) 久留米市立草野歴史資料館（以下「資料館」という。）

- ・所在地 久留米市草野町草野4-1-1番地1
- ・開館 昭和59年2月
- ・主な施設概要
 - ①構造 木造瓦葺2階建
 - ②敷地面積 久留米市草野町草野4-1-1番地1 266.42㎡
久留米市草野町草野4-0-9番地1 154.72㎡
 - ③建築面積 176.90㎡
 - ④建築延べ面積 203.90㎡
 - ⑤借用地面積（駐車場） 久留米市草野町草野3-2-8番地5 231.41㎡
久留米市草野町草野3-2-8番地9 223.81㎡の一部
 - ⑥施設内容
 - ・第1展示室 56.4㎡
 - ・第2展示室 50.9㎡
 - ・第3展示室 12.0㎡
 - ・収蔵室 21.0㎡
 - ・事務室 8.9㎡
 - ・学習室 27.0㎡

2 指定管理者が行う業務の範囲

別資料「耳納北麓観光拠点施設管理運営業務仕様書」のとおり

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

施設名	開館時間	休館日
資料館	午前10時から 午後5時まで	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。 ②休日の翌日。ただし、休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日と重なる場合を除く。 ③12月28日から翌年1月4日までの日
文化館	午前10時から 午後5時まで	
つばき館	午前9時から 午後5時まで	①毎月第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときはその翌日 ②12月29日から翌年の1月3日までの日

※指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ久留米市長（以下「市長」という。）の承認を得てこれを伸縮し、又は変更することができます。

(2) 使用の許可及び使用の制限について

耳納北麓観光拠点施設への使用の許可及び使用の制限は、久留米市立草野歴史資料館条例（昭和58年条例第20号。以下「資料館条例」という。）、久留米市立草野歴史資料館条例施行規則（昭和59年規則第5号。以下「資料館規則」という。）、山辺道文化館条例（平成10年条例第25号。以下「文化館条例」という。）、山辺道文化館条例施行規則（平成10年規則第41号。以下「文化館規則」という。）、久留米市世界のつばき館条例（平成25年条例第37号。以下「つばき館条例」という。）、久留米市世界のつばき館条例施行規則（平成26年規則第12号。以下「つばき館規則」という。）に定めるところにより行うものとします。

(3) 法令等の遵守

①久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の適用について

ア) 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認められるときは、指定を取消し、または業務の停止を命ずることがあります。

イ) 原状回復義務

指定期間が満了したとき、または指定を取り消されたときなど、その管理しなくなった公の施設を直ちに現状に回復しなければなりません。

ウ) 損害賠償義務

指定管理者の故意または過失により、施設または設備を損壊したりした場合は、その損害を賠償する義務があります。

エ) 秘密保持義務

指定管理者及びその義務を負う従事者は、管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。また、管理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職務を退いた後においても同様です。

②久留米市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、管理に係る個人情報の保護について久留米市（以下「市」という。）と同様の義務を負い、従事者が条例の罰則に規定する違反を行ったときは、刑事罰が課せられます。また、顧客情報の流出等個人情報の不適切な取り扱いが指定の取消し、業務停止、損害賠償等につながる場合があります。

③久留米市情報公開条例の適用について

指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとします。また、指定管理者自らが、管理業務に関する情報の公開に規定を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備し、適正に運用するように指導を行う場合があります。

④久留米市行政手続条例の適用について

指定管理者は久留米市行政手続条例（平成8年条例第24号）における「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

⑤環境への配慮について

管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に留意してください。

- ア) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- イ) ごみ減量・リサイクルに努めること。
- ウ) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- エ) 管理業務の履行において使用する物品等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

⑥障害者差別解消法の適用について

障害者差別防止法（平成25年法律第65号）に基づき、管理業務の実施にあたっては、次の事項にご留意ください。

- ア) 市及び事業者に対し禁止が義務付けられている、障害者への不当な差別的取り扱いを行わないこと。
- イ) その提供が法的義務とされている市の取扱いに準じて、障害者への合理的配慮の提供について遺漏なきよう努めること。

5 利用料金制の導入

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。なお、利用料金の額は、資料館条例、文化館条例及びつばき館条例で定める範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例で定める額を上限とします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

6 管理運営に関する経費

(1) 管理運営費の支払いについて

施設の管理運営に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、原則として精算は行いません。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、応募の際に提出された「収支計画書」を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市の予算の範囲内で市と指定管理者が協議を行い、年度協定において定めます。

定額払い方式：管理経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。利用料金制度の場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益又は損失となる。

精算方式：指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

(2) 指定管理料の債務負担行為

久留米市が設定する、施設に係る指定管理料の債務負担行為は、以下のとおりです。

事 項	期 間	限度額
世界のつばき館指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	96,095千円
山辺道文化館指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	43,480千円
草野歴史資料館指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	46,590千円

指定管理料の限度額（債務負担行為）の範囲内で、「収支計画書」により、指定期間の指定管理料を提案してください。

※総収入の積算にあたっては、感染症の影響を加味せず、過去の実績を参照の上、想定される利用料金収入とします。（新型コロナウイルス感染症の影響が発生した場合は、リスク分担に基づき別途協議します。）

※「新しい生活様式」の範囲内における感染症対策については、あらかじめ必要経費として見込んでください。

(3) 平成30年度管理運営収支（単位：千円）

①つばき館

		平成30年度	備 考
収入	利用料金等	447	貸スペース料、物販等
	指定管理料	20,130	
	計	20,577	
支出	人件費等	8,106	
	光熱水費	810	水道料、電気料
	修繕費	65	
	業務委託費	9,404	展示・体験交流、植栽管理、施設管理、維持管理（機会警備、消防設備点検、浄化槽保守等）
	消耗品費	158	
	租税公課	550	
	その他	722	コピー使用料、パンフレット印刷、パソコンリース等
計	19,815		

②文化館

		平成30年度	備 考
収入	利用料金等	212	貸室料、自主事業参加費等
	指定管理料	9,008	
	計	9,220	
支出	人件費等	3,632	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費
	光熱水費	900	
	修繕費	284	
	業務委託費	720	機械警備、消防設備点検、浄化槽保守等
	消耗品費	112	
	租税公課	597	
	その他	586	消耗品、印刷製本費等
計	6,831		

③資料館

		平成30年度	備考	
収入	利用料金等	183	入館料, 図録販売等	
	指定管理料	9,547		
	計	9,730		
支出	人件費等	4,841	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費	
	光熱水費	446		
	修繕費	124		
	業務委託費	1,692		維持・管理（学芸員業務、し尿汲取、機械警備、消防設備点検等）
	消耗品費	276		
	租税公課	349		印刷製本費等
	その他	1,278		
	計	9,006		

7 応募資格等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他の団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。なお、グループ（複数の法人・その他の団体等で構成された連合体をいう。以下同じ。）で応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する法人・その他の団体等（グループで応募する場合にあっては、（6）に該当するグループ）は応募できません。また、これらに該当することが判明した場合は失格とします。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）に該当する法人・その他の団体等
- （2） 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等
- （3） 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生手続きを開始している法人その他団体等
- （5） 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者
- （6） 複数の団体等により構成されたグループ（連合体）による応募で、次に掲げるその他の団体等
 - ① 単独で応募した団体が、グループ（連合体）による応募の構成団体になること

②複数のグループ（連合体）による応募の構成団体になること

③構成団体の全てが上記（２）に該当する団体

審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けている場合や、限度額が指定管理料の限度額（債務負担行為）を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

8 公募に係る書類等の配布

（１）配布期間

令和３年６月１５日（火）から令和３年８月３１日（火）まで

（ただし、午前８時３０分から午後５時１５分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）

（２）配布場所

〒８３０－８５２０ 久留米市城南町１５番地３

久留米市商工観光労働部観光・国際課（久留米市役所１１階）

TEL ０９４２－３０－９１３７

FAX ０９４２－３０－９７０７

E-Mail kanko@city.kurume.fukuoka.jp

（３）配布資料

①耳納北麓観光拠点施設指定管理者募集要項（本書）

②耳納北麓観光拠点施設指定管理者業務仕様書

③指定管理者指定申請書（第１号様式）

④グループ応募構成書（様式１）

⑤応募資格に係る申立書（様式２）

⑥管理運営業務計画書（様式３）

⑦管理に係る収支計画書（様式４）

⑧質問書（様式５）

⑨委任状（様式６）

9 提出書類

提出する書類は、次に掲げる項目とします。なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書（様式１）及び構成する団体すべてに係る②、⑤、⑥、⑦の書類を提出してください。また、申請等を本社ではなく支社、事業所、事務所等で行う場合には、委任状（様式６）を併せて提出してください。

①指定管理者指定申請書（第１号様式）

②応募資格に係る申立書

ア）団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ）当該法人の登記事項証明書（写しも可）

ウ）納税証明書（直近１年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税につ

いて滞納がないことを証明する書類)

※課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書(様式2)の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、県税及び市町村税は受任地の証明書を提出してください。

エ) 役員名簿及び履歴書

オ) 応募資格に係る申立書(様式2)

※令和3年6月15日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヶ月以内のものとなります。

③管理運営業務計画書(様式3)

④管理に係る収支計画書(様式4)

※③④については、消費税率を10%として作成してください。

⑤団体の経営状況を証明する書類(事業報告書、収支(損益)決算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類)

※いずれも直近の会計年度のもの

⑥パンフレット等団体の概要がわかるもの

⑦その他必要と思われる書類

10 申請に係る事項

(1) 申請期間

令和3年8月17日(火)から令和3年8月31日(火)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜は除く)

(2) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部観光・国際課(久留米市役所11階)

TEL 0942-30-9137

FAX 0942-30-9707

E-Mail kanko@city.kurume.fukuoka.jp

(3) 提出部数

正本1部及び副本(コピー可)12部の計13部を提出してください。なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、上記で示した提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじてファイル(フラットファイル等)に綴り、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本及び副本がわかるように明記してください。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

申請期間内に持参または郵送により提出してください。ただし、郵送による場合は、令和3年8月31日(火)午後5時15分必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

1.1 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

市が設置する選定委員会において、第1次審査（書類審査）、第2次審査（面接審査（プレゼンテーションを含む））を実施し、申込資格を有する申込者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体等を指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定します。また、応募団体等が2以上ある場合は、第2順位の候補者を選定します。

選定にあたり令和3年10月上旬に選定委員会による面接等を予定しています。なお、この選定において、別に定める総合点数の最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、各応募団体等に対してその旨を示した上で、再度事業計画書等の必要書類を提出いただき、2回目の選定委員会による面接等を行います。

なお、これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定の結果

令和3年10月下旬に申込者全員に文書で通知します。また、市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体等は、令和3年12月に招集予定の久留米市議会定例会における議会の議決を経て、指定管理者として指定される予定です。

ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者の資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

1.2 選定基準

次に掲げる事項のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定します。

- ①事業計画による各施設の運営が、住民の利用及び来館者の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が各施設の効用を最大限に発揮させるとともに、施設運営、安全管理及び地域との連携は適正に行えるものであること・
- ③その管理に係る経費の縮減が図られているものであること。
- ④事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ⑤地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

1.3 審査項目と配点

指定管理者候補者の選定は、以下の審査項目と配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式により行います。

審査項目・配点		
1	事業計画による施設の運営が、住民の利用及び来館者の利用に関し公平性を確保することができるものであること	30点
	① 施設の設置目的や、市が示した管理・運営に関する方針や基本的な考え方を理解しているか	
	② 住民の利用及び来館者の平等な利用を図るための具体的手法、対策等が示されているか	
	③ 団体等の個人情報・情報公開への姿勢及び施設運営に当たって講じる個人情報・情報公開の措置は適切か	
2	事業計画の内容が施設運営、安全管理及び地域との連携は適正に行えるものであること	30点
	① 利用者の要望把握や事業への反映についての配慮は適切か	
	② 施設の維持管理、安全管理は適切か	
	③ 地域団体との連携が十分に図られているか	
3	事業計画の内容が、地域及び各施設の効用を最大限に発揮させるものであること	55点
	① 施設間連携企画が来館者を増加させる企画、取組となっているか	
	② 久留米市世界のつばき館の企画は来館者を増加させる企画、取組となっているか	
	③ 山辺道文化館の企画は来館者を増加させる企画、取組となっているか	
	④ 久留米市立草野歴史資料館の企画は来館者を増加させる企画、取組となっているか	
	⑤ 耳納北麓地域の観光資源について理解した内容か	
4	事業計画書及び収支計画書の内容において、管理に係る経費の削減が図られていること	30点
	① 収支計画書において、経費の節減効果が示されているか	
	② 経費節減のための具体策が適切か	
	② 利用料金収入、自主事業等収入を向上させる内容となっているか	
5	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	25点
	① 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画及び採用計画となっているか	
	② 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か	
	③ 職員の人材育成、研修計画が適切か	
	④ 団体等の財務状況は健全か	
	⑤ 類似施設を良好に運営した実績はあるか	

6	地域経済の活性化に寄与することが認められること	30点
	① 地域経済の活性化を視野に入れた目標や内容があるか	
	② 業務の実施に関して地元団体・企業等の積極的活用の計画があるか	
総配点		200点

1 4 説明会（現地）

※本説明会への参加は任意です。（応募の必須要件ではありません。）

※各施設間の移動は、各自でお願いいたします。

- ①日 時 令和3年7月8日（木）
- ②場 所 ・久留米市世界のつばき館※以下施設順次
・山辺道文化館
・久留米市立草野歴史資料館
- ③参加者等 1団体等につき2名まで
- ④申込方法 令和3年6月30日（水）午後5時15分までに、久留米市商工観光労働部
観光・国際課（公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ）へ、団体名、役職名、氏名を郵送、FAX、メールのいずれかにて申込みを行ってください。
なお、その際の様式は問いません。

※感染症対策のため、複数回に分けて実施し、各回定員2団体までとします。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスクを着用の上、ご来館ください。

※体調のすぐれない方の参加はご遠慮ください。

1 5 質問受付及び回答

（1）質問書受付期間

令和3年6月15日（火）から令和3年7月30日（金）まで

（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日は除く）

（2）提出方法

質問書（様式5）により、久留米市商工観光労働部観光・国際課（公募に係る書類等の配布場所提出先と同じ）へ、FAX、持参、電子メールのいずれかにて提出してください。ただし、郵送による場合は、令和3年7月30日（金）午後5時15分必着とし、配送が確認できる方法で送付してください。なお、電話での受付は行いません。

（3）回答方法

質問受付後随時、令和3年8月10日（火）までに市HPに回答を掲載します。質問者へ郵送、メールなどにより直接回答することはありませんのでご注意ください。なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

1 6 事業計画書の著作権及び公表

事業計画書の著作権は申込者に帰属します。指定管理者候補者の選定後は、事業計画書は久留米市情報公開条例に基づき公表し、又は開示することができるものとします。

1 7 基本協定書及び年度協定書の締結

市は、指定管理者候補者と仮協定を締結します。その後久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定の確定は、仮協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。また、基本協定書及び年度協定書への印紙の貼付の要否については指定管理者の候補者において、税務署に確認し、必要に応じて貼付をするものとします。

1 8 その他の注意事項

(1) 申請書類の取扱い

市が受理した申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(2) 申請書類の変更

市が受理した申請書類については、軽微な修正を除き変更は認められません。

(3) 申請書類等の虚偽等による欠格

申請書類等に虚偽の記載があった場合又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格とします。

(4) 追加書類の提出

市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請に要する費用の負担

申請に関する費用は、すべて申込者の負担とします。

(6) 応募辞退

市が申請書類を受理した後に辞退する場合には、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(7) 接触の禁止

応募団体等が本案件の応募に関し、選定委員会委員、その他本件選定手続きの関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められたときは、失格とする場合があります。

19 全体スケジュール

令和 3年 6月15日(金)	告示・募集要項等資料配布・質問書受付開始
6月30日(水)	現地説明会参加申込締切
7月 8日(木)	現地説明会
7月30日(金)	質問書受付終了
8月10日(火)	質問回答最終日
8月17日(火)	応募受付開始
8月31日(火)	応募受付終了
9月上旬	第1次審査(書類審査)
10月上旬	第2次審査(面接審査)
	指定管理者候補者(優先交渉権者)の決定
10月下旬	応募者への結果通知、市HPでの結果公開
11月上旬～中旬	優先交渉権者との業務の詳細について協議
11月中旬	優先交渉権者との仮協定の締結
12月開催定例市議会議決後	指定管理者の指定
令和 4年 4月 1日	次期指定管理者の運営開始

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、日程が変更となる場合があります。

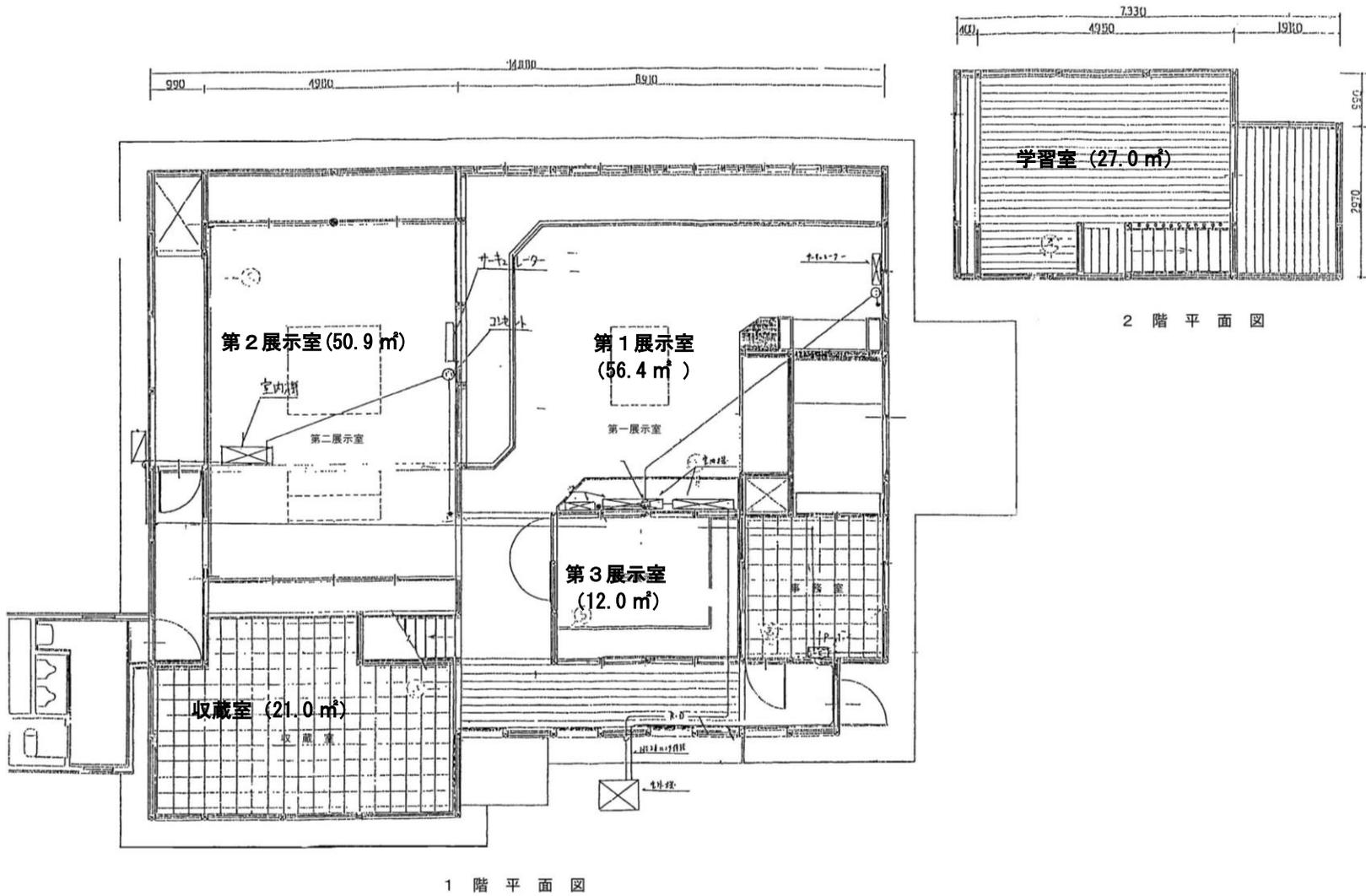
【耳納北麓観光拠点施設入館者数】

	年度ごとの入館者数(人)								H30年度の主な取組
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
世界のつばき館	22,363	53,599	53,803	45,686	54,328	52,212	37,799	13,508	(体験交流)つばきの挿し木教室等 年7回 (集客イベント)ジェラート総選挙等 年4回 (季節の花展示)通年開催 (展示会)早咲き椿展等 年10回
山辺道文化館	13,660	11,892	9,201	10,061	11,828	12,452	10,333	4,869	(体験教室)ボトルフラワー体験教室 (展示会)つばきの透明水彩画展等 年12回 (貸室)トールペイント等 年266回 (その他)地域イベントに合わせたオープンカフェ
草野歴史資料館	2,640	3,133	3,106	3,023	2,984	3,282	2,477	1,251	(企画展)明治のおきあげ作家たち (H30.2.24~4.8) おきあげ雛と押絵人形(H31.2.23~4.7) 地域と連携して雛祭を行い賑わいを創出した。 (広報)新聞社等への広報 年25回

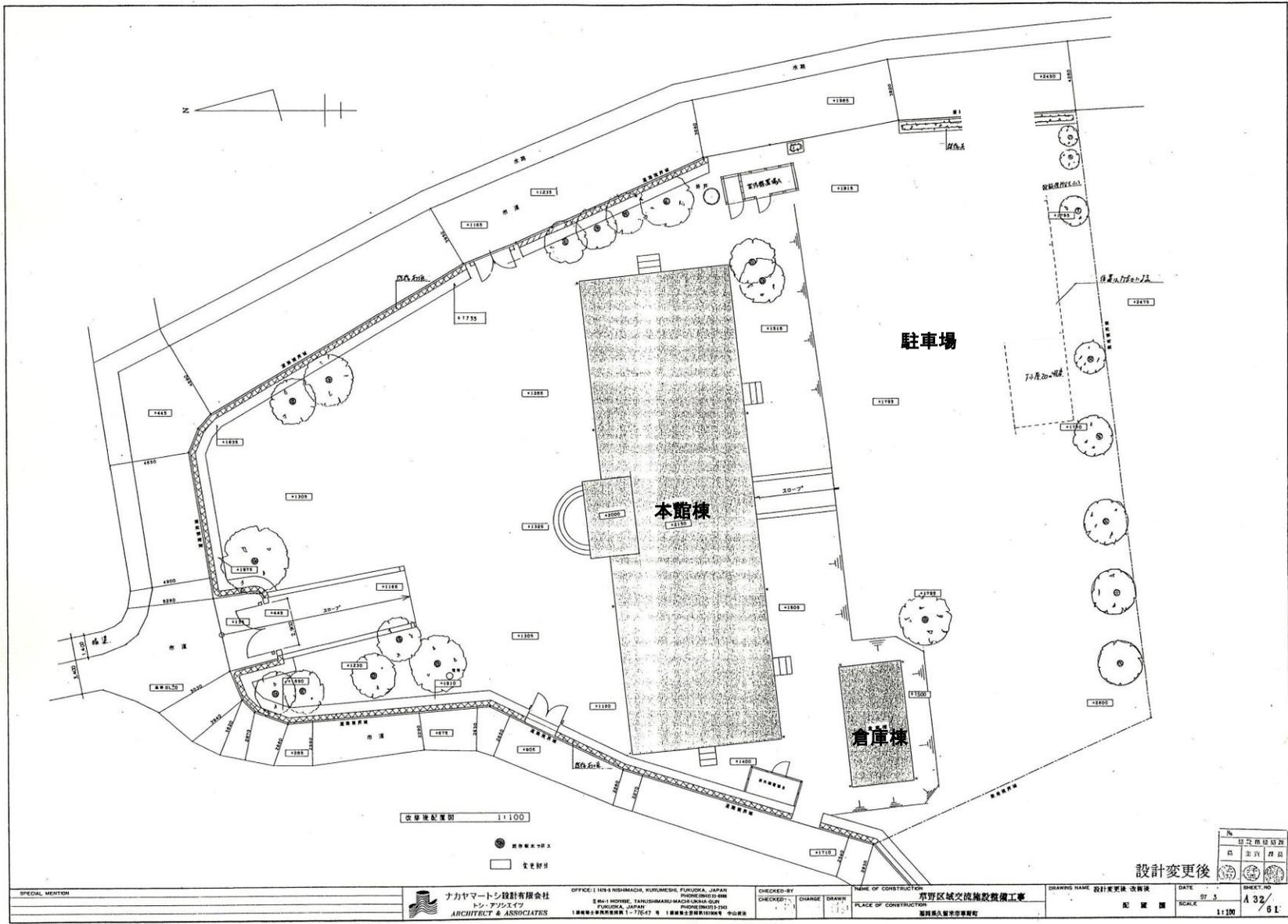
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世界のつばき館	4,940	2,393	1,839	1,877	1,905	2,127	2,302	5,295	3,174	3,688	5,290	17,382
山辺道文化館	1,292	591	789	547	628	532	930	2,218	506	926	631	2,862
草野歴史資料館	200	157	172	138	124	162	330	1,033	156	109	154	547

※令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のためR2.3.7~5.18日まで臨時休館

【草野歴史資料館平面図】

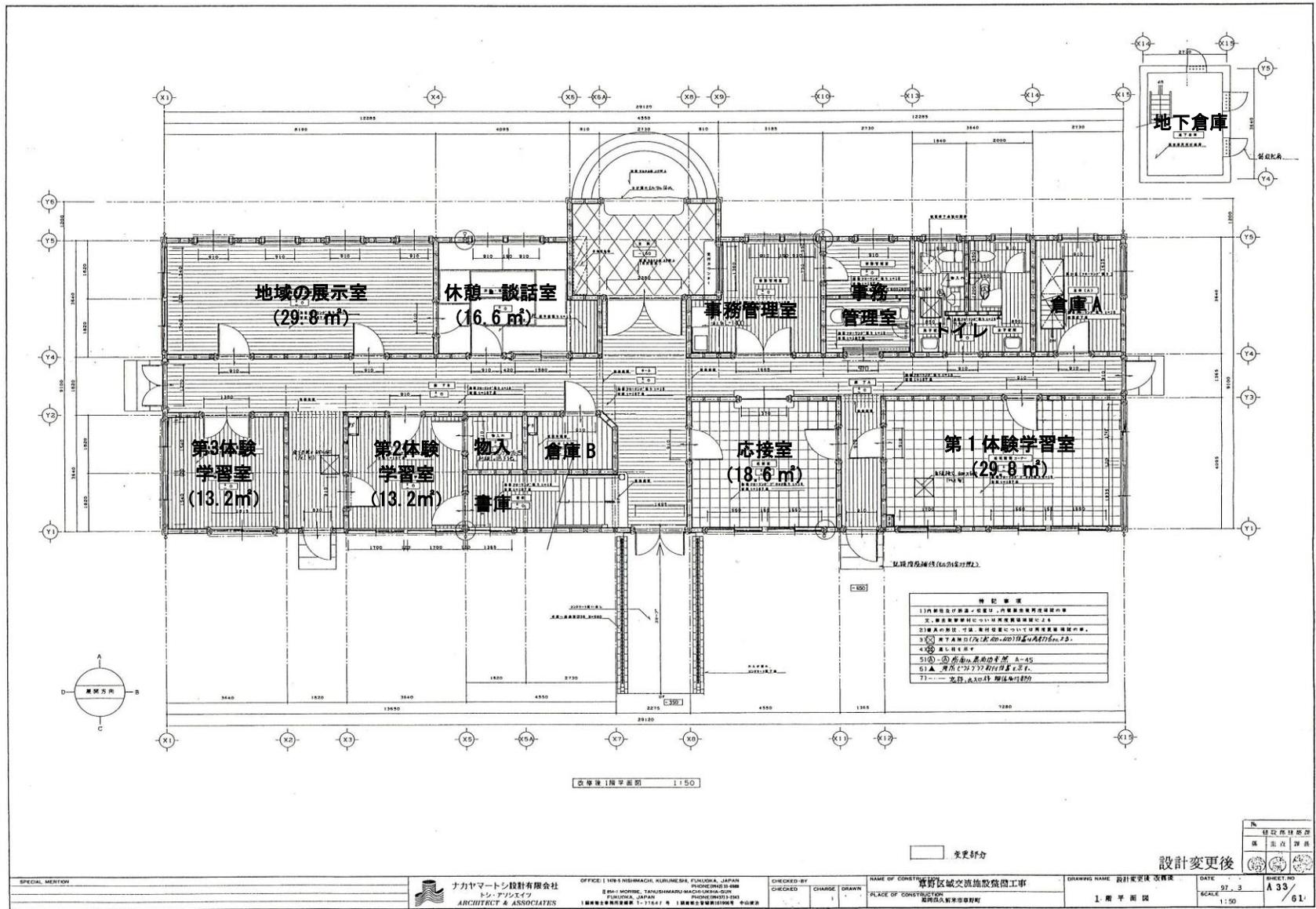


【山辺道文化館平面図（敷地）】

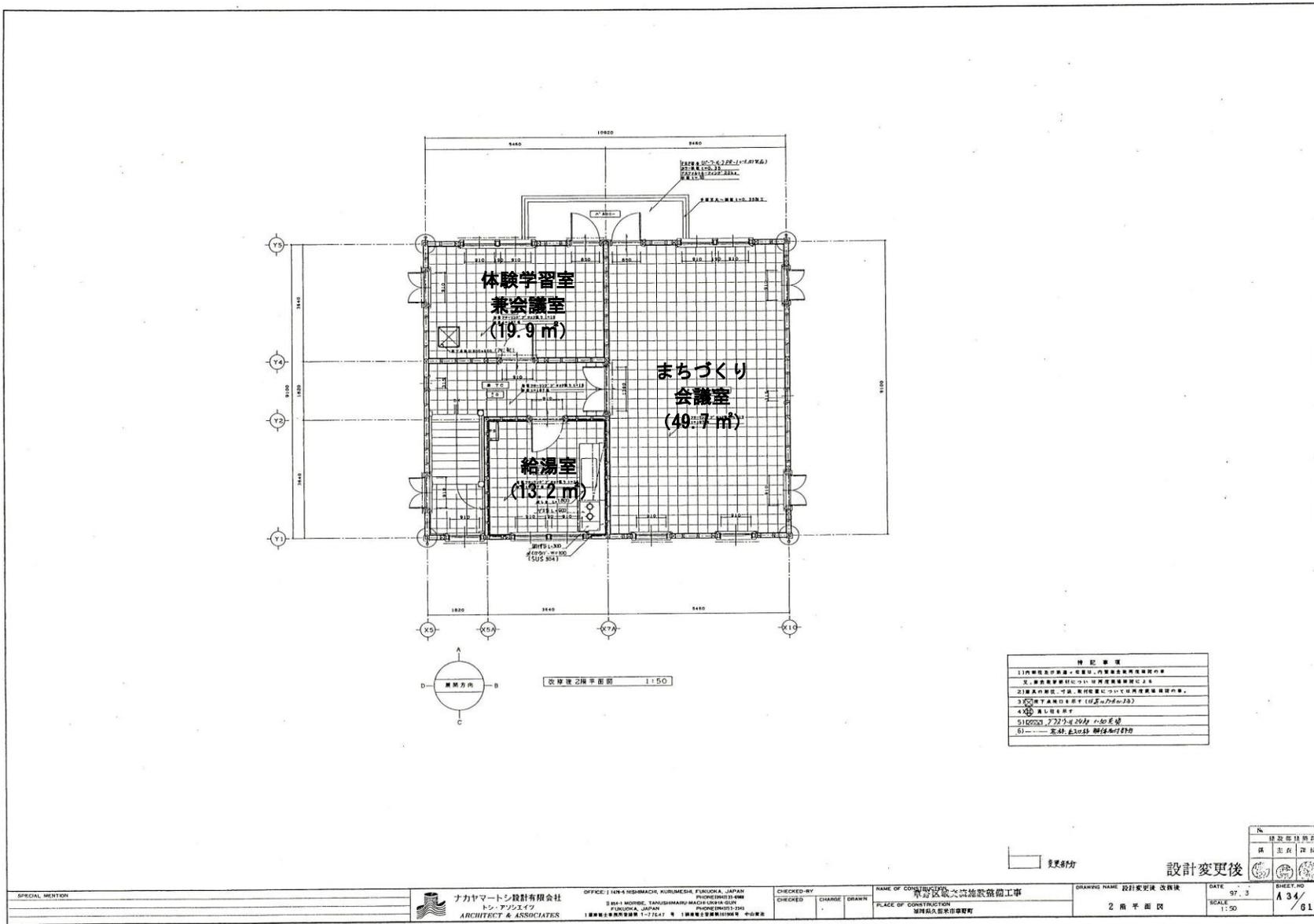


SPECIAL MENTION	ナカヤマアソシエイツ設計有限会社 ナカヤマアソシエイツ ARCHITECT & ASSOCIATES	OFFICE: 1084 NISHIMACHI, KURUMESHU, FUKUOKA, JAPAN TEL: 094-2-2211111 FAX: 094-2-2211111 FUKUOKA, JAPAN 1 事務所 2 支店 3 出張所 4 事務所 5 事務所 6 事務所	CHECKED-BY	NAME OF CONSTRUCTION	DRAWING NAME	DATE	SHEET NO.
			CHANGE	県野区域交通施設整備工事 野野地区交通施設整備工事	設計変更後 改修後	97.5	A 32 / 61
				PLACE OF CONSTRUCTION	配線図	SCALE	
				福岡県久留米市野野町		1:100	

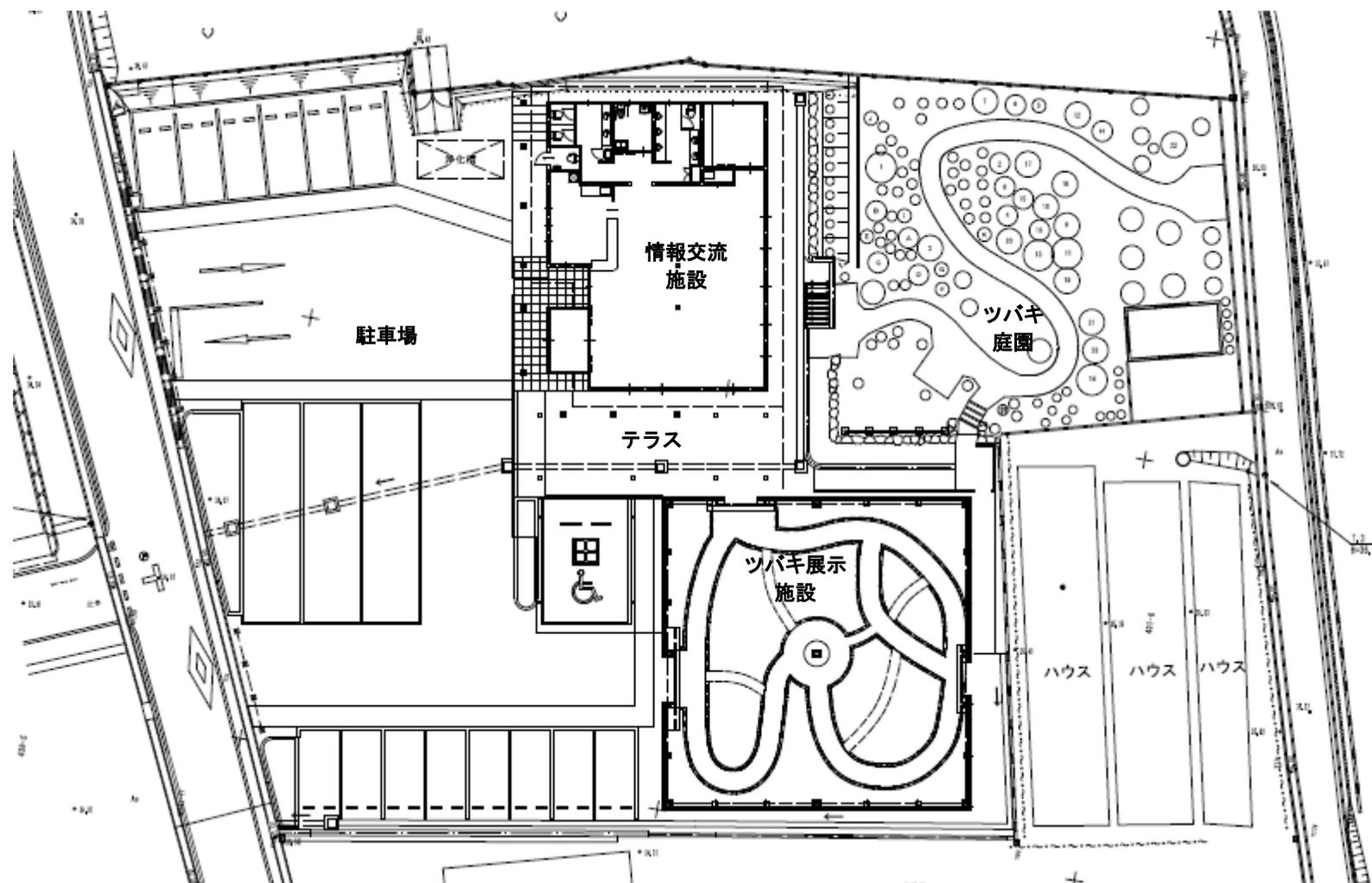
【山辺道文化館平面図（建物1階）】



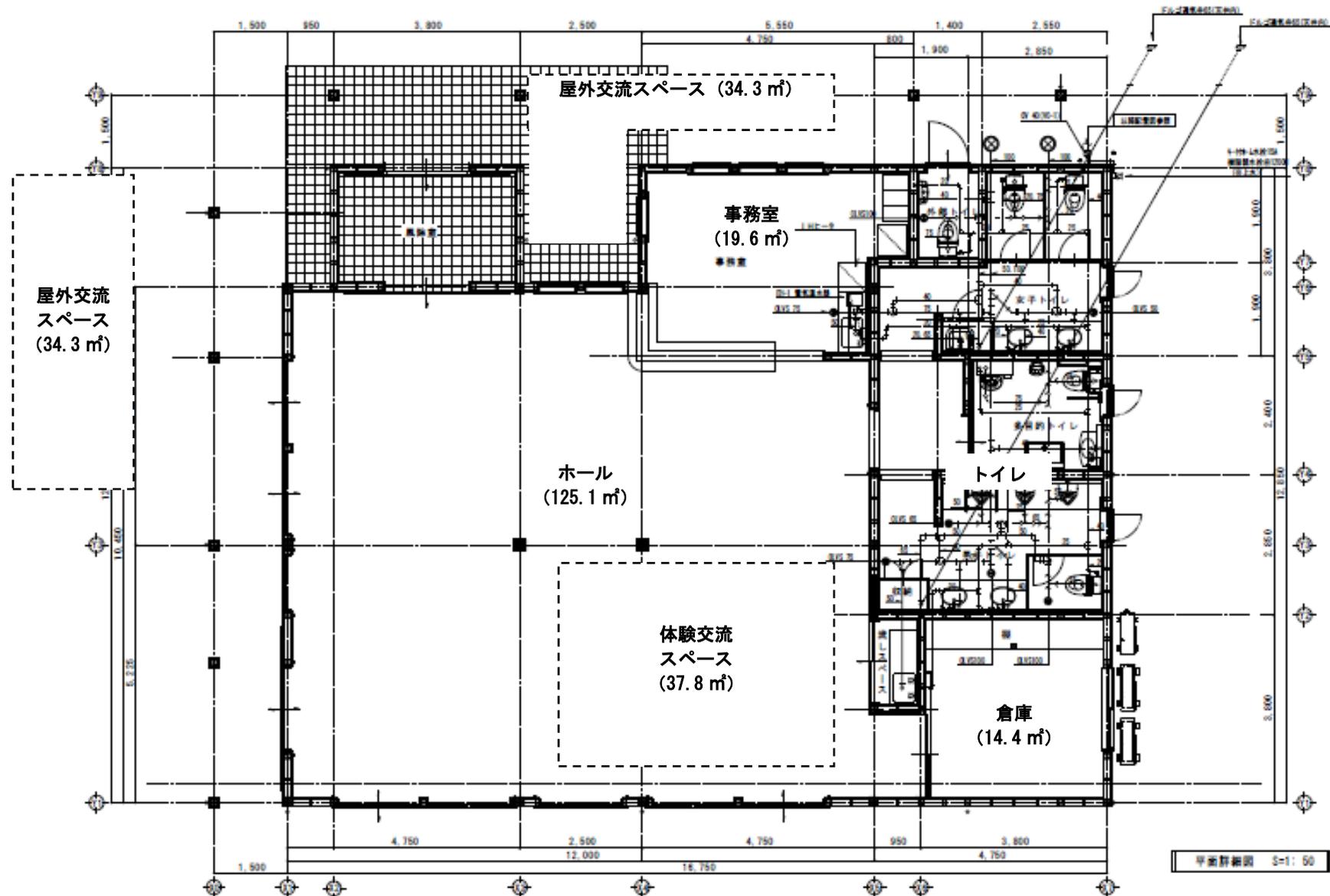
【山辺道文化館平面図（建物2階）】



【世界のつばき館平面図（敷地）】



【世界のつばき館平面図（情報交流施設）】



【世界のつばき館平面図（ツバキ展示施設）】

